

「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月 中央防災会議
防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）（抄）

IV 具体的に実施すべき対策

2. 災害発生時対応とそれへの備え

（8）避難者等への対応

1）避難者及び応急住宅需要等への対応

②避難所不足への対応

- 発災時には当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、避難所については、平常時にその量的な確保を図っておくことが重要であり、事前に指定しておくことが必要である。
- このため、地方公共団体等は、あらかじめ避難者等の発生規模と避難所や応急住宅の収容力等に関して評価し、避難所や応急住宅の収容力等が不足している場合には、避難者数の低減、公的施設や民間施設の避難所としての利用の拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用等について検討する必要がある。

⑤応急住宅提供等への対応

- 応急修理や本格補修による自宅への早期復帰を進めるため、地方公共団体は、発災時に応急修理制度について速やかに周知し、修理の促進を図っていく必要がある。
- 国、地方公共団体は、公的な空家・空室の有効活用を図るため、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を広く求めること等を検討する必要がある。
- 民間の空家・空室を活用するため、地方公共団体は、宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、平時から民間賃貸住宅の家主に対して震災時の一時提供制度の周知と協力依頼を実施する必要がある。また、一時提供制度における発災後の対応体制を強化するため、地方公共団体は、宅建業者等と協力し、発災後の空家・空室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等を検討する必要がある。
- 応急仮設住宅を早期に提供するため、地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地として十分な用地が確保できないおそれがあることを考慮して、利用可能と考えられる様々な用途の土地をリスト化するとともに、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案を行う必要がある。
- また、国、関係都府県は、地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておく必要がある。